

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

2021 年 10 月 1 日

住友ベークライト株式会社

SB カワスミ株式会社

2021 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号

住友ベークライト株式会社

代表取締役社長 藤原 一彦



神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目 25 番 4 号

SB カワスミ株式会社

代表取締役社長 齊野 猛司



住友ベークライト株式会社（以下、「住友ベークライト」といいます。）と SB カワスミ株式会社（旧商号：川澄化学工業株式会社。以下、「SB カワスミ」といいます。）は、2021 年 7 月 30 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、住友ベークライトの医療機器事業を、SB カワスミに承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号ならびに会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2021 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過ならびに第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割であり、会社法第 784 条の 2 但書に規定する場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権は発生いたしません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割であり、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続

は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

住友ベークライトは、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本吸収分割における債務の承継方法は重畳的債務引受であるため、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定による異議を述べることのできる債権者は存在しませんので、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

住友ベークライトは SB カワスミの完全親会社であり、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 2 項の規定による反対株主は存在しませんので、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

SB カワスミは、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の定めに基づき、2021 年 8 月 2 日付の官報および電子公告において、債権者に対する公告を行いました。本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

SB カワスミは、効力発生日である 2021 年 10 月 1 日をもって、本吸収分割契約書の定めに従い、住友ベークライトの医療機器事業に係る権利義務の一部を承継いたしました。なお、SB カワスミが本吸収分割により住友ベークライトから承継した資産の額は金 681 百万円（概算値）であり、負債の額は金 41 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る住友ベークライトおよび SB カワスミの変更登記は、いずれも 2021 年 10 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

住友ベークライトは、本吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議および会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づく労働者および労働組合への通知等を行いました。所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以上